



MARUHA NICHIRO

海といのちの未来をつくる

第78期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルクホール

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 取締役等に対する業績連動型
株式報酬制度導入の件

マルハニチロ株式会社

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面（議決権行使書用紙）又はインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.maruha-nichiro.co.jp>) にてお知らせいたします。

CONTENTS

招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
[添付書類]	
事業報告	23
連結計算書類	53
計算書類	55
監査報告書	57

株主総会ご出席株主様へのお土産はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い回復と収束をお祈りいたします。

さて、当社第78期定時株主総会を2022年6月28日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

当社グループでは、2022年度を開始年度とする新中期経営計画「海といのちの未来をつくる MNV 2024」をスタートさせております。経営戦略とサステナビリティの統合による価値創造経営を推進し、すべてのステークホルダーの皆様に対して Maruha Nichiro Value (MNV) を創造することにより、企業価値の向上と持続的成長に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



2022年6月6日

取締役社長 池見 賢

グループ理念

私たちは誠実を旨とし、本物・安心・健康な『食』の提供を通じて、人々の豊かな暮らしとあわせに貢献します。

グループスローガン

世界に美味しいしあわせを

グループビジョン

マルハニチログループは、

- 地球環境に配慮し、世界の『食』に貢献する21世紀のエクセレントカンパニーを目指します。
- お客様の立場に立ち、お客様にご満足いただける価値創造企業を目指します。
- 持続可能な『食』の資源調達力と技術開発力を高め、グローバルに成長を続ける企業を目指します。

(証券コード：1333)
2022年6月6日

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株 主 各 位

東京都江東区豊洲三丁目2番20号
マルハニチロ株式会社
取締役社長 池 見 賢

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、3～4ページの「議決権行使のご案内」に従って、書面（議決権行使書用紙）又はインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月27日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所	東京都港区芝公園二丁目5番20号 メルパルクホール（末尾の「会場ご案内略図」をご参照ください。）
3. 目的事項	報告事項 1. 第78期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第78期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役7名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎定時株主総会招集に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社法に基づく内部統制体制及び運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類に記載していません。

なお、本招集ご通知添付書類及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際し、監査対象となった書類であります。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に、修正をすべき事項が生じた場合は、下記の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

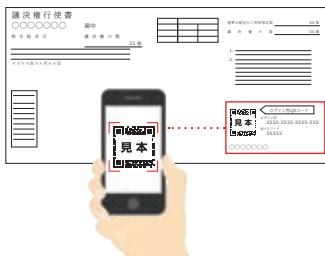
当社ウェブサイト >>> <https://www.maruha-nichiro.co.jp>

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力をクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で、操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第78期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) **配当財産の種類**
金銭
- (2) **配当財産の割当てに関する事項及びその総額**
当社普通株式1株につき55円 総額2,894,204,555円
- (3) **剰余金の配当が効力を生じる日**
2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社の事業活動の現況に即し、現行定款第2条の事業目的を一部削除するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配および管理することを目的とする。	第2条 (現行どおり)
1. ～10. (条文省略)	1. ～10. (現行どおり)
<u>11. 毛皮製品の製造、加工および売買</u>	(削除)
<u>12. ～16. (条文省略)</u>	<u>11. ～15. (現行どおり)</u>

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(削除)
<p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	
(新設)	(電子提供措置等)
	<p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新設)	附 則
	<p>第1条 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役7名全員が任期満了となります。
つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会 出席回数
1	再任 伊藤 滋	代表取締役会長	100% (18回/18回)
2	再任 池見 賢	代表取締役社長	100% (18回/18回)
3	再任 栗山 治	取締役 専務執行役員 水産資源、物流 各セグメント統括 漁業、水産商事 各ユニット長	100% (18回/18回)
4	再任 半澤 貞彦	取締役 専務執行役員 加工食品、食材流通 各セグメント統括 開発部、生産管理部、各支社、広域営業部、 各工場 担当	100% (18回/18回)
5	再任 中 部 由 郎	社外 独立	社外取締役 100% (18回/18回)
6	再任 飯 村 北	社外 独立	社外取締役 100% (18回/18回)
7	再任 八丁地 園 子	社外 独立	社外取締役 100% (18回/18回)

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者

候補者番号

1

いとう
伊藤しげる
滋

1949年11月11日生

再任



所有する当社の株式数
8,300株

取締役会への出席状況
100% (18回/18回)

略歴、当社における地位

1972年 4月	当社入社	2005年 6月	株式会社マルハグループ本社専務執行役員
1997年 4月	当社水産第三部長	2008年 4月	株式会社マルハニチロ水産代表取締役社長
2001年 6月	当社取締役 (現)	2010年 4月	株式会社マルハニチロホールディングス 代表取締役副社長
2003年 4月	当社常務取締役	2014年 4月	当社代表取締役社長
2004年 4月	株式会社マルハグループ本社取締役	2020年 4月	当社代表取締役会長 (現)
2004年 4月	同社常務執行役員		
2005年 4月	当社専務取締役		

取締役候補者とした理由

入社以来、主に水産事業に従事し、水産第三部長等を経て、2001年6月から当社取締役 (現職)、2008年4月から株式会社マルハニチロ水産代表取締役社長、2010年4月から株式会社マルハニチロホールディングス代表取締役副社長、2014年4月から当社代表取締役社長、2020年4月から当社代表取締役会長 (現職) を務めており、当社における豊富な業務経験と経営全般、グローバルな事業経営、管理業務を的確かつ公正に監督できる知識・能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

いけみ
池見まさる
賢

1957年12月22日生

再任



所有する当社の株式数
5,900株

取締役会への出席状況
100% (18回/18回)

略歴、当社における地位

1981年 4月	当社入社	2014年 4月	当社執行役員
2008年 4月	株式会社マルハニチロ食品海外部長	2014年 6月	当社取締役
2009年 4月	株式会社マルハニチロホールディングス 海外業務部部长役	2017年 4月	当社常務執行役員
2011年 4月	同社執行役員	2017年 6月	当社取締役 (現)
		2019年 4月	当社専務執行役員
		2020年 4月	当社代表取締役社長 (現)

取締役候補者とした理由

入社以来、主に海外事業に従事し、株式会社マルハニチロ食品海外部長等を経て、2014年6月から2016年6月まで当社取締役、2017年4月から当社常務執行役員、2017年6月から当社取締役 (現職)、2019年4月から当社専務執行役員、2020年4月から当社代表取締役社長 (現職) を務めており、当社における豊富な業務経験と経営全般、グローバルな事業経営、管理業務を的確かつ公正に監督できる知識・能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

もみ
栗 山

おさむ

治

1959年1月28日生

再任



所有する当社の株式数
5,500株

取締役会への出席状況
100% (18回/18回)

略歴、当社における地位

1981年4月 当社入社
2004年4月 当社水産第二部長
2009年4月 株式会社マルハニチロ水産執行役員
2012年4月 同社取締役
2014年4月 当社執行役員

2014年6月 当社取締役
2018年4月 当社常務執行役員
2018年6月 当社取締役 (現)
2020年4月 当社専務執行役員 (現)
2021年4月 大洋エーアンドエフ株式会社代表取締役社長 (現)

担当

水産資源、物流 各セグメント統括
漁業、水産商事 各ユニット長

重要な兼職の状況

大洋エーアンドエフ株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

入社以来、主に水産事業に従事し、水産第二部長等を経て、2014年6月から2016年6月まで当社取締役、2018年4月から当社常務執行役員、2018年6月から当社取締役 (現職)、2020年4月から当社専務執行役員 (現職)、2021年4月から大洋エーアンドエフ株式会社代表取締役社長 (現職) を務めており、当社における豊富な業務経験と経営全般、事業経営を的確かつ公正に監督できる知識・能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

4

はん
半 澤 貞 彦

1959年11月23日生

再任



所有する当社の株式数
3,900株

取締役会への出席状況
100% (18回/18回)

略歴、当社における地位

1983年4月 当社入社
2007年4月 当社水産直販部長
2010年4月 株式会社マルハニチロ水産執行役員
2013年4月 同社取締役

2014年4月 当社執行役員
2014年6月 当社取締役
2019年4月 当社常務執行役員
2019年6月 当社取締役 (現)
2020年4月 当社専務執行役員 (現)

担当

加工食品、食材流通 各セグメント統括
開発部、生産管理部、各支社 (北海道、東北、関東、中部、関西、中四国、九州)、広域営業部、各工場 (新石巻、白鷹、大江、宇都宮、群馬、広島、下関)

取締役候補者とした理由

入社以来、主に水産事業に従事し、水産直販部長等を経て、2014年6月から2016年6月まで当社取締役、2019年4月から当社常務執行役員、2019年6月から当社取締役 (現職)、2020年4月から当社専務執行役員 (現職) を務めており、当社における豊富な業務経験と経営全般、事業経営を的確かつ公正に監督できる知識・能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

5

なか

中

べ

部

よし

由

ろう

郎

1958年4月11日生

再任

社外

独立



所有する当社の株式数
300株

取締役会への出席状況
100% (18回/18回)

略歴、当社における地位

1982年4月 三菱信託銀行株式会社入社
1987年8月 大東通商株式会社入社
1988年6月 同社取締役
1989年7月 同社代表取締役常務
1997年9月 同社代表取締役専務

2000年6月 同社代表取締役社長(現)
2006年6月 株式会社マルハグループ本社
社外監査役
2009年6月 同社社外取締役
2014年4月 当社社外取締役(現)

重要な兼職の状況

大東通商株式会社代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大東通商株式会社の代表取締役社長(現職)として会社経営の知見を有し、豊富な経験と優れた見識に基づき、社内取締役とは異なる観点からのグループ経営に関するご意見をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及びグループ経営に貢献いただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。

また、同氏が再任された場合には、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当社の役員候補者、役員報酬制度・水準及び報酬額等の審議に、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。同氏は、現在、当社の社外取締役であります。株式会社マルハグループ本社の社外監査役から至る役員在任期間は、本総会終結の時をもって16年となります。



所有する当社の株式数
0株

取締役会への出席状況
100% (18回/18回)

略歴、当社における地位

1986年4月	弁護士登録	2017年2月	株式会社不二越社外監査役
1986年4月	栞田・江尻法律事務所入所	2019年1月	弁護士法人西村あさひ法律事務所入所
1988年10月	米国Rogers & Wells法律事務所（現 Clifford Chance法律事務所）出向	2019年1月	同所社員
		2020年1月	名取法律事務所入所
1991年7月	栞田・江尻法律事務所復帰	2020年1月	同所シニアパートナー弁護士
1992年1月	同所パートナー弁護士	2020年5月	株式会社三陽商会社外監査役（現）
2007年7月	西村あさひ法律事務所入所	2020年6月	古河電池株式会社社外取締役（現）
2007年7月	同所パートナー弁護士	2020年12月	ITN法律事務所設立
2014年6月	当社社外取締役（現）	2020年12月	同所エグゼクティブ・パートナー弁護士（現）
2016年6月	株式会社ヤマダ電機（現 株式会社ヤマダホールディングス）社外監査役（現）		

重要な兼職の状況

古河電池株式会社社外取締役、株式会社ヤマダホールディングス社外監査役、株式会社三陽商会社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として法令遵守の知見を有し、公正・中立な立場から、豊富な経験と優れた見識に基づき、社内取締役とは異なる観点からのグループ経営に関するご意見をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及びグループ経営に貢献いただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

また、同氏が再任された場合には、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当社の役員候補者、役員報酬制度・水準及び報酬額等の審議に、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。同氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。



所有する当社の株式数

700株

取締役会への出席状況

100% (18回/18回)

略歴、当社における地位

1972年4月	株式会社日本興業銀行入行	2010年3月	同社取締役兼執行役員
1993年11月	IBJ International Plc.取締役副社長	2011年3月	同社常務取締役兼常務執行役員
2002年3月	興銀リース株式会社執行役員	2015年3月	同社顧問
2004年4月	共立リスクマネジメント株式会社 シニアコンサルタント	2016年6月	日新製鋼株式会社 (現 日本製鉄株式会社) 社外取締役
2006年1月	株式会社ユキ・マネジメント・ アンド・リサーチ取締役	2017年4月	津田塾大学 学長特命補佐 戦略推進本部長
2008年4月	エートス・ジャパン・エルエルシー 非常勤内部監査人	2018年6月	日本航空株式会社社外取締役 (現)
2009年4月	藤田観光株式会社執行役員	2019年6月	株式会社ダイセル社外取締役 (現)
		2019年6月	当社社外取締役 (現)
		2020年4月	津田塾大学 学長特命補佐

重要な兼職の状況

日本航空株式会社社外取締役、株式会社ダイセル社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金融機関及び複数の企業で培われた会社経営の知見を有し、大学における教育改革など多様な視点から、豊富な経験と優れた見識に基づき、社内取締役とは異なる観点からのグループ経営に関するご意見をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及びグループ経営に貢献いただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。

また、同氏が再任された場合には、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当社の役員候補者、役員報酬制度・水準及び報酬額等の審議に、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中部由郎氏、飯村北氏及び八丁地園子氏は、いずれも社外取締役候補者であります。
3. 八丁地園子氏が社外取締役として在任している日本航空株式会社は、2018年12月に、運航乗務員の飲酒に係る問題や乗員編成の変更判断等、航空の安全に影響を及ぼす重大な違反行為が認められたとして、国土交通省から「航空輸送の安全の確保に関する事業改善命令」を受け、また、同月、同社子会社である日本エアコミューター株式会社は、運航乗務員の飲酒事案により「運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について（厳重注意）」を受けました。また、2019年1月に、同社は、客室乗務員の飲酒事案により「航空輸送の安全の確保に関する業務改善勧告」を受けました。さらに、2019年10月に、同社は運航乗務員の飲酒事案により「航空輸送の安全の確保に関する事業改善命令」を受け、また、同月、同社子会社である日本トランスオーシャン航空株式会社は、運航乗務員の飲酒事案により「運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について（厳重注意）」を受けました。同氏は、本事案が判明するまで、いずれの事実についても認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っております。また、本事案の認識後は、当該事案の徹底的な調査及び再発防止策の策定を指示するなど、その職責を果たしております。
4. 中部由郎氏、飯村北氏及び八丁地園子氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しており、当社は、中部由郎氏、飯村北氏及び八丁地園子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」は、17ページに記載のとおりであります。
5. 当社と中部由郎氏、飯村北氏及び八丁地園子氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。中部由郎氏、飯村北氏及び八丁地園子氏が社外取締役に再任され就任した場合は、当該契約の効力は継続いたします。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、46ページに記載のとおりです。取締役候補者が再任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役中、清水裕之氏が本総会終結の時をもって、任期満了となります。
つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。
監査役候補者は、次のとおりであります。
なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

お の たい いち
大 野 泰 一 1963年1月5日生

新任

社外

独立



略歴、当社における地位

1986年4月	三菱信託銀行株式会社入社	2012年6月	同社執行役員 営業第1部長
2009年3月	三菱UFJ信託銀行株式会社 融資営業部長	2015年6月	同社常務執行役員
2011年6月	同社審査部長	2021年4月	同社専務執行役員
		2022年4月	同社顧問 (現)

社外監査役候補者とした理由

金融機関における長年の経験と豊かな知識等、財務会計の知見を有し、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。

所有する当社の株式数
0株

取締役会への出席状況
—

監査役会への出席状況
—

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 大野泰一氏は、社外監査役候補者であります。
3. 大野泰一氏は、2018年4月から2020年3月まで、当社の特定関係事業者である株式会社三菱UFJ銀行の常務執行役員として業務に従事しておりました。
4. 大野泰一氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しているため、当社は、同氏が社外監査役に選任され就任した場合には独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。なお、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」は、17ページに記載のとおりであります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、46ページに記載のとおりです。監査役候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 本定時株主総会後の取締役及び監査役のスキルマトリックス (予定)

役 職	氏 名	主な専門性・バックグラウンド					
		企業経営	グローバル	人事・組織	法務・ リスク管理	財務・会計	金融・社会
代表取締役会長	伊 藤 滋	●	●	●			
代表取締役社長	池 見 賢	●	●	●			
取締役専務執行役員	粟 山 治	●	●				
取締役専務執行役員	半 澤 貞 彦	●					
社外取締役	中 部 由 郎	●					
社外取締役	飯 村 北				●		
社外取締役	八丁地 園 子	●	●				●
社外監査役	綾 隆 介	●	●		●	●	●
社外監査役	大 野 泰 一	●				●	●
監査役	田 部 浩 之		●		●	●	
社外監査役	兼 山 嘉 人					●	
社外監査役	奥 田 かつ枝	●			●		

(ご参考)

<社外役員の独立性判断基準>

当社は、以下の事項に該当しない場合、社外役員に独立性があると判断しております。

- ① 当社グループの主要取引先の業務執行者。なお、主要取引先とは、その取引金額が当社グループ又は取引先（その親会社及び重要な子会社を含む）の連結売上高の2%を超える取引先をいう。
- ② 当社グループの主要借入先の業務執行者。なお、主要借入先とは、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%を超える額を当社グループに融資している借入先をいう。
- ③ 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
- ④ 当社から年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている者又はその業務執行者
- ⑤ 上記①から④までに過去2年間において該当していた者
- ⑥ 上記①から④に該当する者が、取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準ずる権限を有する業務執行者である場合、その者の配偶者又は二親等以内の親族

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員（国内非居住者を除きます。以下、「取締役等」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2014年1月30日開催の臨時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（月額60百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役及び国内非居住者は、本制度の対象外とします。）及び執行役員（国内非居住者は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2022年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2023年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間の経過後に開始する原則として3事業年度毎の期間を、それぞれ「次期以降対象期間」といいます。また、当初対象期間と次期以降対象期間をあわせて「対象期間」といいます。）及びその後の各次期以降対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。なお、対象期間は、当社の中期経営計画の期間と連動させることとし、今後、中期経営計画の期間を変更した場合、当該期間に応じて対象期間も変更いたします。

まず、当社は、本信託設定（2022年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役等に対して付与するポイント数の上限数は、下記(6)のとおり、1事業年度当たり50,000ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、150,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2022年3月31日の終値2,397円を適用した場合、上記の必要資金は、約360百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記(6)のとおり、1事業年度当たり50,000ポイントであるため、当初対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は150,000株となり、次期以降対象期間について本信託が取得する株式数の上限は、1事業年度当たりのポイント数の上限に、当該対象期間に係る事業年度数（中期経営計画の期間と一致）を乗じた数となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位に応じて定まる数のポイントを一次的に付与します。取締役等に対し事業年度毎に一次的に付与したポイントは、各対象期間終了後に、業績達成度に応じた係数を乗じることによって調整します。

取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は50,000ポイント（うち取締役分として19,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たさず場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会又は取締役会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

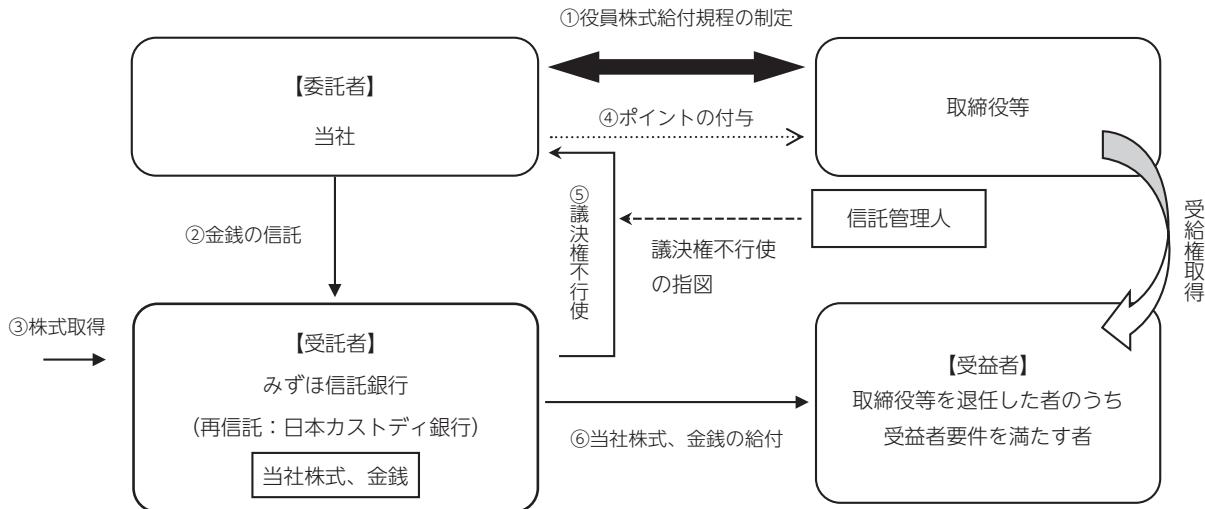
(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、当社と利害関係のない団体へ寄附されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により団体に寄附される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の発出と解除が繰り返されるなど、新型コロナウイルスの感染状況に左右される不透明な状況が継続いたしました。

世界経済については、新型コロナウイルスの新規感染者数こそ爆発的に増加したものの、各国政府が実施する各種施策等の効果により、緩やかな回復が見られました。

しかしながら、依然として新たな変異株による感染拡大の懸念や、ウクライナ情勢のより一層の緊迫化懸念もあり、世界、国内共に景気の行方は不透明な状況が続いております。

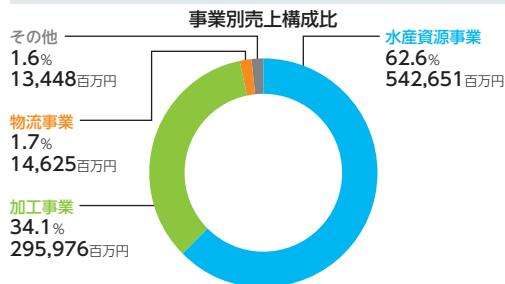
当社グループ関連業界におきましては、コンテナ不足や海上輸送費の上昇といったグローバルサプライチェーンの混乱に加え、原油価格や原材料価格高騰の影響を受け、厳しい状況が継続いたしました。

このような状況のもと、当社グループでは、新型コロナウイルス感染拡大防止と従業員及び関係各位の安全を最優先としながらも、最終年度を迎えた中期経営計画「Innovation toward 2021」の基本方針である「企業価値の向上と持続的成長」を実現するため、「収益力の更なる向上」「成長への取り組み」「経営基盤の強化」の3つの経営戦略に引き続き取り組むとともに、「サステナビリティ中長期経営計画」及び「コーポレートブランディング活動」についても推進してまいりました。

その結果、売上高は866,702百万円（前期比57,652百万円、7.1%増）、営業利益は23,819百万円（前期比7,647百万円、47.3%増）、経常利益は27,596百万円（前期比9,502百万円、52.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は16,898百万円（前期比11,145百万円、193.7%増）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

また、当該会計基準等の適用については、原則として遡及適用されるため、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。



(単位：百万円)

	売上高	前期比	営業利益	前期比
■ 水産資源事業	542,651	9.0%増	13,844	194.8%増
■ 加工事業	295,976	4.9%増	7,813	3.7%増
■ 物流事業	14,625	6.2%減	1,125	46.5%減
■ その他	13,448	0.6%減	688	44.5%減
■ 全社	-	-	346	41.9%減
計	866,702	7.1%増	23,819	47.3%増

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

※当期より、一部の事業につき、報告セグメントの区分を変更しており、前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

水産資源事業

売上高構成比
62.6%

水産資源事業は、国内外で漁業を行う漁業ユニット、国内において主にブリ・カンパチ・マグロの養殖を行う養殖ユニット、国内外にわたり水産物の調達・販売ネットワークを持つ水産商事ユニット、市場流通の基幹を担う荷受ユニット、中国・東南アジア・北米・欧州において水産物・加工食品の生産・販売を行う海外ユニットから構成され、新型コロナウイルスの影響により大きく変化する事業環境に対応し、収益の確保に努めました。

漁業ユニットは、新型コロナウイルスにより前期に発生した係船の影響が当期は改善され、ニュージーランドでのアジ等の漁獲販売が進み増収となりましたが、豪州での高収益商材であるメロの繰越在庫減少による販売減等により減収となりました。

養殖ユニットは、依然として新型コロナウイルスによる外食・業務筋向け販売への影響が残るものの、主要荷受及び量販店向けを中心としたマグロ販売数量増加と売価改善、ブリ相場の上昇により増収となり、マグロ原価低減も相まって事業収支は大幅に改善しました。

水産商事ユニットは、新型コロナウイルスの影響下で生産遅延や船積みの遅れが危惧されましたが、多様な買付ルートを活用して商材を確保し、販売面では量販店、宅配、医療機関・高齢者施設向けに拡販した結果、各魚種の販売単価上昇もあり、増収増益となりました。

荷受ユニットは、量販店への拡販、冷凍品の販売単価上昇及び利益率の改善により増収増益となりました。

海外ユニットは、水産物と加工食品の世界的な需要拡大に対応し、グローバル市場における収益の確保に努めました。北米は不採算であった鮭鱒事業の撤退及びスケソウダラ商材の販売価格上昇により減収増益、欧州は販売会社への追加出資による子会社化や販売増により大幅な増収増益、アジアはベトナムの加工販売会社の買収による増収、タイのペットフードでは原料安に加え、販売増により増益となり、全体では増収増益となりました。

以上の結果、水産資源事業の売上高は542,651百万円（前期比9.0%増）、営業利益は13,844百万円（前期比194.8%増）となりました。

売上高 (単位：百万円)

497,797 542,651

第77期 第78期
2020年度 2021年度

営業利益 (単位：百万円)

4,696 13,844

第77期 第78期
2020年度 2021年度



遠洋底はえ縄漁船



養殖マグロ



ブラックタイガー



豊洲市場内



スケソウダラ加工施設



加工事業

売上高構成比
34.1%

加工事業は、家庭用冷凍食品の製造・販売を行う家庭用冷凍食品ユニット、缶詰・フィッシュソーセージ・ちくわ・デザート等の製造・販売を行う家庭用加工食品ユニット、業務用商材の製造・販売を行う業務用食品ユニット、国内外の畜産物を取り扱う畜産ユニット及び化成品・調味料・フリーズドライ製品の製造・販売を行う化成ユニットから構成され、お客様のニーズにお応えする商品の開発・製造・販売を通じて収益の確保に努めました。

家庭用冷凍食品ユニットは、内食需要の継続や休園休校の影響により米飯や麺、グラタン類、また惣菜・中華のおかずの主力商品が伸長し増収となりましたが、原材料や海上運賃、エネルギーコストの上昇により、減益となりました。

家庭用加工食品ユニットは、デザートは夏場から秋口の好天と業務用向け商品の導入により増収増益となりましたが、缶詰は一昨年需要増による反動、フィッシュソーセージは市場の値下げ要請が強まる中、販売も落ちこみ減収減益となり、全体では減収減益となりました。

業務用食品ユニットは、新型コロナウイルスの影響が依然として残るものの、量販店惣菜、コンビニエンスストア、介護食向けが堅調に推移し、増収増益となりました。

畜産ユニットは、欧州産豚肉が取り扱い、利益ともに増加し、北米産豚肉の取り扱い減をカバー、国産牛肉、輸入鶏肉も堅調に推移し、増収増益となりました。

化成ユニットは、DHA・EPA及びコンドロイチンの販売が伸びましたが、フリーズドライ製品の前年の需要増に対する反動の影響が大きく、増収減益となりました。

以上の結果、加工事業の売上高は295,976百万円（前期比4.9%増）、営業利益は7,813百万円（前期比3.7%増）となりました。

売上高 (単位：百万円)

282,132 295,976



第77期 2020年度 第78期 2021年度

営業利益 (単位：百万円)

7,533 7,813



第77期 2020年度 第78期 2021年度



冷凍食品 (横浜あんかけラーメン)



カップゼリー (The Fruit みかん)



業務用食品 (鮭のたたき)



鶏肉加工ライン



フリーズドライ製品

物流事業

売上高構成比
1.7%

物流事業は、新型コロナウイルスの影響が続くなか、水産品をはじめ畜産品や冷凍食品の集荷活動を行い入庫数量は回復傾向にあるものの、保管在庫数量については低調に推移し前年より減少しました。また、2021年4月の名古屋物流センター開業により減価償却費等が増加し、売上高は14,625百万円（前期比6.2%減）、営業利益は1,125百万円（前期比46.5%減）となりました。

売上高 (単位：百万円)



営業利益 (単位：百万円)



マルハニチロ物流 名古屋物流センター



冷凍倉庫内



全自動倉庫

(2) 設備投資等の状況

当社グループは、既存分野において優位性のある事業をさらに確固たるものとし、成長分野に経営資源を集中させることを目的として、加工事業、水産資源事業を中心に全体で15,516百万円の設備投資を実施いたしました。

加工事業においては、当社において、広島工場の焼売ラインを増強、株式会社マルハニチロ北日本において、釧路第三工場を増設するなど、生産・供給体制の強化を目的に7,628百万円の設備投資を実施いたしました。

水産資源事業においては、Austral Fisheries Pty Ltd.において、オーストラリア北部沿岸漁業の漁業権を獲得するなど、海外における漁獲・供給体制の強化を目的に5,744百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当期の資金調達は、経常的な資金調達のみで、特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルスワクチンの普及もあり、徐々に経済活動が再開されると考えられ、緩やかな景気回復局面は一定程度継続されるものと予想されます。しかしながら、変異株発生による感染再拡大への懸念や、原油価格、原材料価格の高騰による消費マインド低下は引き続き、景気の下振れリスクとして考えられるほか、ウクライナ情勢の緊迫化、長期化による影響も想定され、予断を許さない状況が継続すると考えております。

このような状況のもと、当社グループは2022年度から2024年度までの3ヵ年を対象とするグループ新中期経営計画「海といのちの未来をつくる MNV 2024」の初年度を迎えます。「経営戦略とサステナビリティの統合」「価値創造経営の実践」「持続的成長のための経営基盤強化」の3つのコンセプトに基づき企業価値の向上と持続的成長の実現に再チャレンジいたします。

次期の連結業績は、売上高900,000百万円（前期比3.8%増）、営業利益24,000百万円（前期比0.8%増）、経常利益25,000百万円（前期比9.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益16,000百万円（前期比5.3%減）を見込んでおります。

各事業の対処すべき課題

当社グループは、「魚」をコアにした水産食品企業グループであり、製品・サービスの特性、市場及び顧客の種類などの要素で多面的にとらえて編成した複数の事業ユニットを、主に事業類似性の観点から、分割・集約したうえで、「水産資源」、「加工」及び「物流」の3区分を従来の報告セグメントとしておりましたが、水産資源調達力と食品加工技術を生かしたバリューチェーンの更なる強化拡充を図るため、「水産資源」、「加工食品」、「食材流通」及び「物流」の4区分に変更することといたしました。

また、事業ユニットの編成についても、併せて見直しを行っております。

水産資源セグメントについては、水産商事ユニットと荷受ユニットを統合し、国内外の水産物の調達・販売に関し、統一戦略に基づいた一体的な事業運営による独自の水産流通体制を構築し、顧客価値の最大化を追求してまいります。

加工食品セグメントについては、化成ユニットの名称をファインケミカルユニットに変更するとともに、家庭用冷凍食品ユニットと家庭用加工食品ユニット及び化成ユニットの調味料乾燥食品事業を統合し、加工食品ユニットとすることにより、加工食品事業を一元化し、加工食品セグメント全体の更なる成長を目指してまいります。

新設の食材流通セグメントについては、水産商事ユニットの戦略販売事業及び業務用食品ユニットを移管・統合し、食材流通ユニットとするとともに、畜産ユニットを移管し、顧客起点でのチャネル別販売機能強化、及び多様な食材流通機能の統合による顧客価値創造を加速させます。

各事業の対処すべき課題は次のとおりであります。

～水産資源事業～

漁業ユニットは、拠点となる各国における新型コロナウイルス等による事業環境の変化に対応し、安定した漁業オペレーションを実施するとともに、自社加工度を高めるなど販売ルートを多様化することにより、収益の向上に努めてまいります。

養殖ユニットは、燃料代、飼料代等の上昇が予想されますが、国内におけるブリ・カンパチ・マゴロの養殖を主軸として、技術改善とコスト削減に取り組み、収益の向上に努めてまいります。

水産商事ユニットは、調達コストの上昇分を価格に転嫁するとともに、水産各部とグループ荷受会社の一体的な事業運営により、グループサプライチェーンの強化を図り、収益の最大化に努めてまいります。

海外ユニットは、海外事業拠点における収益基盤の強化、資源へのアクセス強化及び海外における販売促進を進めてまいります。北米では2022年1月に新たに確保したアラスカのスケソウダラ資源の有効活用及び二次加工の拡大と収益力向上を目指します。欧州ではM&Aも含めた更なる事業拡大を推進いたします。タイのペットフードについては、新規参入による供給量増が予想される中、開発と製造技術の向上により販路拡大に注力いたします。

～加工食品事業～

加工食品ユニットは、マーケティングや研究開発部門との連携を強化し、商品開発力を向上させるとともに、積極的な販促活動を展開し、売上の拡大とブランド認知の向上を図ってまいります。原料事情の変動においては、適切に対応し、必要な値上げと売上拡大の両立を進めてまいります。また、製販一体の事業管理体制を一層強化し、収益性をさらに高めてまいります。

ファインケミカルユニットは、DHA・EPA製品を中心に拡販し、また、ヘパリンの新規取り扱い等により、事業規模拡大に努めてまいります。

～食材流通事業～

食材流通ユニットは、量販店、外食、コンビニエンスストア、宅配生協、介護食など顧客起点による販売活動の強化とともに、食品、水産、畜産の枠組みを超えた提案強化を進めてまいります。また、単品損益管理や更なる生産の効率化を通じて収益率の向上を目指してまいります。

畜産ユニットは、国際情勢変動による原油高、飼料穀物の高騰に加え、円安の影響による輸入食肉価格の上昇から厳しい供給環境が見込まれますが、国産食肉の取り扱い強化を図るとともに、多様な産地や付加価値商材の提案を通じてグループ内協業も含めた販路の拡大に取り組んでまいります。

～物流事業～

長引く新型コロナウイルス影響やウクライナ情勢などの事業環境への影響を注視しつつ、主要都市港湾地区を中心とした物流拠点を最大限に活用し、保管需要の取り込みを図るとともに、全国レベルで輸配送・通関等を含めた総合物流サービスをお客様に提供することにより、収益拡大を目指してまいります。

現在の社会情勢に加え、気候変動問題への対応等の社会環境課題も年々深刻化しております。当社グループを取り巻くこうした不確実な環境の中であっても、更なる企業価値の向上と持続的な成長を実現し、勝ち抜ける企業を目指し、グループ新中期経営計画「海といのちの未来をつくる MNV 2024」に取り組んでまいります。

当社グループは様々な企業活動において、ブランドステートメントでもある「海といのちの未来をつくる」のもと、マルハニチログループだからこそ提供できる価値を通じて、社会にとって「かけがえのない存在」を目指します。

株主の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2027年に向けた新長期経営ビジョン

新長期経営 ビジョン

1. 事業活動を通じた経済価値、社会価値、環境価値の創造により、持続可能な地球・社会づくりに貢献する
2. 総合食品企業として、グローバルに「マルハニチロブランド」の提供価値を高め、お客様の健康価値創造に貢献する
3. 水産資源調達力と食品加工技術力にもとづく持続可能なバリューチェーンを強化し、企業価値の最大化を実現する

事業ビジョン

1. 世界No.1の水産会社としての地位を確立する
2. 冷凍食品・介護食品のトップメーカーとしての地位を確立する
3. 水産物および水産物由来をはじめとする機能性材料における健康価値創造のリーディングカンパニーとしての地位を確立する

新中期経営計画「海といのちの未来をつくる MNV 2024」の概要

(1) 新中期経営計画の基本的な考え方

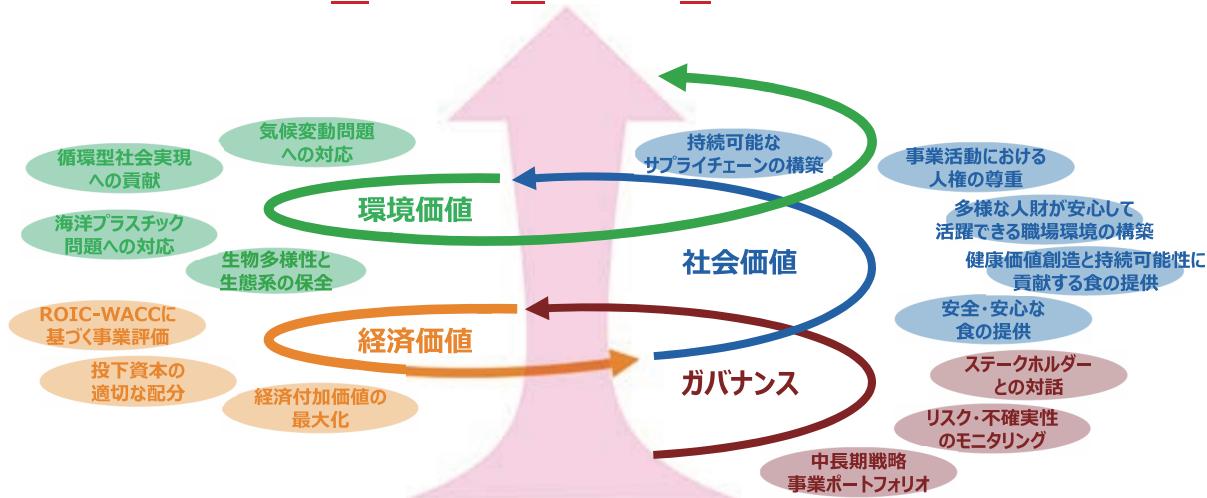
<p>経営戦略と サステナビリティの統合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経営戦略とサステナビリティを一体として実現する、当社グループの価値創造のあり方として、Maruha Nichiro Value (MNV) を定義
<p>価値創造経営の実践</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 価値創造経営を推進するガバナンス体制の構築 ■ マテリアリティの特定、財務・非財務KGIの設定 ■ 事業ポートフォリオに基づく資源配分 ■ 成長ドライバー領域への戦略投資 ■ 水産・食品の枠組みを超えたバリューチェーンの価値最大化
<p>持続的成長のための 経営基盤強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 多様化する消費者のニーズに対応した健康価値の創造と提供 ■ イノベーションエコシステムの構築 ■ 人財への積極的な投資 ■ コーポレートブランドの発信強化 ■ 知財リスク対応と無形資産の活用・強化推進 ■ DX推進基盤の構築とデジタル技術の活用

デジタル技術を活用した価値創造の推進

(2) 経営戦略とサステナビリティの統合

経営戦略とサステナビリティの統合により、すべてのステークホルダーに対してMaruha Nichiro Value (MNV) を創造し、企業価値向上と持続的成長を実現します。

Maruha Nichiro Value



(3) 価値創造経営の実践 (経営戦略)

財務KGI

		24年度計画 A	27年度目標 B	21年度実績 C	差異	
					A-C	B-C
MNEV	(億円)	95~	110~	105	▲10	5
売上高	(億円)	9,600~	10,000~	8,667	933	1,333
営業利益	(億円)	270~	310~	238	32	72
EBITDA	(億円)	465~	500~	426	39	74
ROIC		4.3%~	5%~	4.3%	—	0.7pt
ROE		9%~	9%~	11.2%	▲2.2pt	▲2.2pt
ネットD/Eレシオ		~1.2倍	~1.0倍	1.4倍	▲0.2pt	▲0.4pt

※経済価値 (MNEV : Maruha Nichiro Economic Value) 創造の考え方

MNEVは、“事業活動の成果に伴う経済付加価値額”として、投下資本利益率 (ROIC) と加重平均資本コスト (WACC) の差 (MNEVスプレッド) に、投下資本を乗じ算出し可視化

$$\begin{aligned}
 \text{MNEV}^1 &= \text{MNEVスプレッド} \times \text{投下資本} \\
 &= \left(\text{投下資本に対する利回り (ROIC: 投下資本利益率)} - \text{資本コスト (WACC: 加重平均資本コスト)} \right) \times \text{投下資本}
 \end{aligned}$$

(4) 価値創造経営の実践（サステナビリティ戦略）

環境価値の創造

- ① 気候変動問題への対応
- ② 循環型社会実現への貢献
- ③ 海洋プラスチック問題への対応
- ④ 生物多様性と生態系の保全

社会価値の創造

- ⑤ 安全・安心な食の提供
- ⑥ 健康価値創造と持続可能性に貢献する食の提供
- ⑦ 多様な人材が安心して活躍できる職場環境の構築
- ⑧ 事業活動における人権の尊重
- ⑨ 持続可能なサプライチェーンの構築

(5) 持続的成長のための経営基盤強化

多様化する消費者のニーズに対応した健康価値の創造と提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水産資源調達力と食品加工技術力を生かし、お客様の健康に貢献できる食品を提供（冷凍食品・加工食品、機能性食品、介護食、ペットフード）
イノベーションエコシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ マリンテック領域とフードテック領域への先行投資 ・ 新規事業領域でのデジタル活用の可能性探索
人財への積極的な投資	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「新しい時代のチェンジメーカー創出」を目標に、組織・人財の強化に取り組む
コーポレートブランドの発信強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ “魚の多様な価値”の提案を通じ、「ブランドの提供価値」の発信を強化
知財リスク対応と無形資産の活用・強化推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループ内連携を強化し、知財リスクへの対応と無形資産の活用・強化をグループ全体で推進
DX推進基盤の構築とデジタル技術の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営主導によるDX推進体制構築、変革と新技術を生み出す基盤強化 ・ 既存IT資産のモダナイズ、業務プロセス変革による生産性向上

詳細につきましては、以下をご参照ください。

中期経営計画「海といのちの未来をつくる MNV 2024」

URL : <https://www.maruha-nichiro.co.jp/corporate/ir/midterm>

活動事例

社会価値の創造

● 従業員への価値

【ダイバーシティの推進と働き方改革の実施】

1on1ミーティング（ブカシル）の全社導入及び仕事と育児、介護の両立セミナーを開催

2021年度より、オンライン環境下でのさらなる全社員間の相互理解への促進施策として1on1ミーティングの全社導入を実施いたしました。また、各組織の状態をモニタリングし、改善に即対応できるようパルスサーベイ*ツールも全社に導入いたしました。

そして、すべての社員がモチベーション高く、働きやすい風土を醸成するため、育児休職からの復職者向けに「復職&両立セミナー」、介護への意識がある役職者向けに「介護と仕事の両立セミナー」を開催し、仕事と育児、介護の両立支援の体制を整えました。

*従業員満足度及びモチベーションを高精度で測定するための意識調査



● 従業員への価値

【健康経営の推進】

健康経営銘柄に初選定及びDBJ健康経営格付け最高ランクの継続取得

当社は、2014年から「健康経営」を推進する専門組織として「健康推進室」を設置し、マルハニチロ健康保険組合と協働で社員の「健康なところとからだ」を保持・増進させる取組みを推進しています。食を基軸とし、運動・睡眠などと合わせた一連の取り組みとして社員が健康となるような行動変容を促進し、そして自らの強みを発揮しやすい風土の醸成に取り組んでいます。これらの取り組みが評価され、2018年度から4年連続で「健康経営優良法人（ホワイト500）」の認定を受け、2022年度は「健康経営銘柄2022」に選定されています。さらに、社員の健康配慮への取り組みに優れた企業を評価・選定する「健康経営格付」の専門手法を導入した世界で初めての融資メニューである「DBJ（日本政策投資銀行）健康格付」融資において、2019年度から3年連続で最高ランクの格付を取得しました。



社内向け健康支援イベント

■ お客さまへの価値

【安全・安心な食の提供】

リモート監査の実施

新型コロナウイルスの感染拡大により、人の移動が大幅に制限され、本来は製造拠点を訪問して行うべき工場点検、指導の実施方法を再考すべき状況となりました。このような状況でも製品の安全・安心を担保するため、通信アプリを用いたリモート監査・指導を積極的に進めることで、食品安全の確保と食品防御を図っており、2021年度は1月末時点で16工場のリモート監査を実施しました。今後もリモートと訪問を併用し、柔軟に対応できるよう工場点検、指導体制を強化していきます。



リモート監査状況写真

従業員の品質教育の推進

当社では、従業員の品質に関する意識と知識向上を目的として、品質に関わる研修会を数多く実施しています。2021年度は前年度に続き新型コロナウイルスの感染拡大により、集合研修の実施が難しい状況でしたが、研修のeラーニング化やオンライン会議ツールを活用するなどし、引き続き従業員の力量確保に努めました。その結果、受講者側のスケジュール調整が容易となり、例年よりも多くの従業員が受講することができました（2021年度は、計32回の品質関連の研修会を開催、累計2,446名が受講）。今後新型コロナウイルスの流行が収束した後も、eラーニングやオンライン会議ツールの活用を継続し、従業員の教育レベルの向上を図ります。

■ 地域・社会への価値

【地域社会への共存・共栄】

親子料理教室の実施

当社は、全国の親子に魚食の楽しさ、おいしさを知っていただき、健康な食生活に役立てていくことを目的として2015年からシェフ直伝親子料理教室を開催しています。2021年度は「シェフ直伝～親子でつくるお魚を使った家庭料理～」というテーマで大阪ガス（株）、京葉ガス（株）と共同で2回開催しました。

また「海と魚のサステナビリティ（持続可能性）」を伝える、「～海といのちの未来をつくる～未来につながるお魚ランチ教室」を東京ガスコミュニケーションズ（株）と共同で開催しました。魚食普及活動という目的に加え、持続可能な漁業に対する認証制度のMSC・ASCについて理解をしてもらうことを目的とし、当社のMSC及びASCの認証製品を使用した料理を作りました。冒頭ではお魚セミナーを実施し、水産資源が厳しい状況にあることを説明し、みんなが美味しい魚を食べ続けていくために、持続可能な水産物へ付けられる「海のエコラベル」について紹介しました。



「海のしあわせ弁当」（東京ガスコミュニケーションズ（株）と共同実施）



「料理教室」の様子



「持続可能なお魚セミナー」の様子

環境価値の創造

● 海洋資源の保全（水産資源調査について）

当社グループでは、持続可能な調達を実践するため、グループ各社の製品、原材料について、水産物取扱量の現状把握、天然水産物の資源状態を評価する調査を2020年7～9月に実施し、2021年9月に調査結果を公表しました。

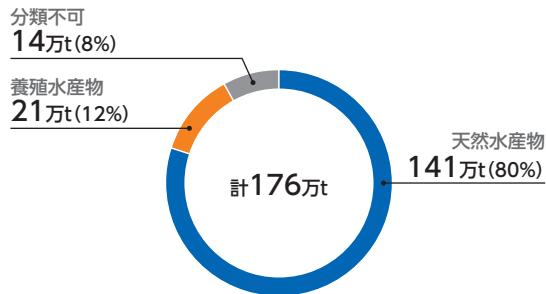
天然水産物の資源状態評価につきましては、認証された漁業で獲られた水産物であるかを確認するとともに、集計した調査結果を外部機関（Sustainable Fisheries Partnership）に送り、同機関が管理する国際的な資源評価データベース「FishSource*」による評価結果を踏まえ、科学的見地を重視して、総合的に資源状態の評価を行いました。

結果、「資源状態に心配なし」と評価された天然水産物の中でも、持続可能な漁業認証水産物は約82万トンとなり、天然水産物全体の59%を占めることがわかりました。これらを当社グループの強みであると認識し、持続可能な漁業認証水産物の取扱いを推進していきます。一方、「分類不可」は約14万トン、「資源状態に心配あり」は約10万トン、「データ不十分」は約25万トンあることが判明し、これらの解消に取り組んでいくことが課題と認識しています。

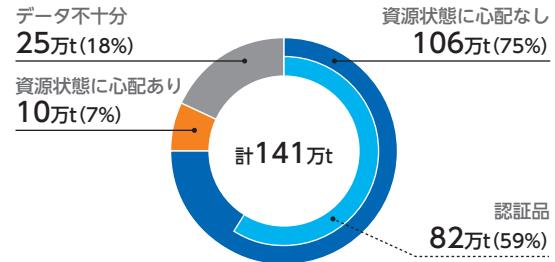


本調査の詳細はこちら

● 調査結果：取扱水産物全体



● 天然水産物の資源状態



*各国行政機関の水産資源情報等をもとに開発された国際的な資源評価データベース

■ 地球温暖化対策（TCFDについて）

当社グループは2018年に策定したサステナビリティ中長期経営計画の「環境価値」の創造において「地球温暖化対策」を重点課題のひとつとして掲げました。地球温暖化が現在の事業活動に及ぼすリスクを認識し、リスクに対して適切な対応を進めるとともに、新たな事業機会を想定した複数のシナリオを検討、準備していくことが重要であると考えています。2021年7月、当社は、環境省が主催する「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に沿った気候リスク・機会のシナリオ分析支援事業」に応募し、同支援事業の参加企業に選定されました。同時にTCFD提言に賛同を表明し、「TCFDコンソーシアム」へ参画しました。

今後、環境省の「TCFD提言に沿った気候リスク・機会のシナリオ分析支援事業」にのっとり、シナリオ分析を進め、TCFD提言に沿って、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標に関する気候関連の財務情報開示を実施していきます。



■ 循環型社会の構築

完全養殖クロマグロの生産拠点である（株）アクアファームでは、2018年3月から、（株）マルハニチロ北日本 青森工場で発生していた缶詰用サバ加工残渣を完全養殖クロマグロの飼料として使用しています。廃棄ロス削減のみならず、餌料原料の安定仕入れにもつながり、“持続可能な養殖”という観点からも非常に効果の高い取り組みです。このように、異業態のグループ企業間の連携によっても資源効率の最大化を図っていきます。



サバ加工残渣を（株）アクアファームで再利用

（注）（株）アクアファームは、2022年4月1日をもって、（株）桜島養魚を存続会社、（有）奄美養魚、（有）玄海養魚及び同社を消滅会社とする合併を行い、（株）マルハニチロAQUAに商号変更しております。

水産業界のイニシアチブ

SeaBOS (Seafood Business for Ocean Stewardship) は、世界の最大手の水産企業10社と、海洋・漁業・持続可能性を研究する科学者が、持続可能な水産物の生産と健全な海洋環境を確保するために設立したグローバルな取組みです。国連の持続可能な開発目標 (SDGs) の目標14「海の豊かさを守ろう」に積極的に貢献しています。2021年10月に昨年同様にオンラインで開催されたCEO会議では下記の内容等について今後の具体的な活動を含めて議論しました。

- ・IUU漁業と現代奴隷制排除について
- ・絶滅危惧種の保護について
- ・養殖水産物における抗生物質使用量の削減について
- ・海洋プラスチック削減への対応について等

今後も、SeaBOS加盟企業各社と協働し、これらのコミットメントの実現に向けて活動を進めていきます。



SeaBOS会議参加者

夢ワカメ・ワークショップ — 横浜港におけるワカメの育成による 海域浄化 — の助成

夢ワカメ・ワークショップは、NPO法人 海辺つくり研究会が主催し、神奈川県 (県) の海を環境教育・学習の場として活用し、ワカメの育成を通して、子供たちの海への関心を高め、環境改善や人と人のつながりの大切さおもしろさを知ることがを目的に開催しています。

本来は横浜港内で毎年200名以上が一般参加するイベントですが、2020年度からは新型コロナウイルスの影響でスタッフのみが種糸の取り付け (11月) と収穫を行い、収穫したワカメは申し込みをされた参加者に配布 (2月) されました。当社は今後も本活動に協賛していきます。



釜石産 (左) と横須賀産 (右) のワカメ種糸

海岸清掃活動“Make Sea Happy!”

“Make Sea Happy!”は、海洋プラスチック問題を考慮した当社グループのクリーンアップ活動です。豊洲事業所では、2019年度より毎年実施しており、2021年度から豊洲事業所以外でも活動を拡大し開催しています。

本活動は、単純にごみを拾うだけでなく、拾ったごみを集計し、事務局で記録した後、環境団体 (一般社団法人 JEAN) への調査協力として、ごみ情報を提供しています。当社グループは今後も“Make Sea Happy!”を積極的に開催していきます。



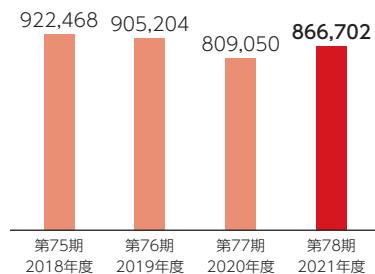
“Make Sea Happy!”各開催拠点での写真

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第75期 2018年度	第76期 2019年度	第77期 2020年度	第78期 (当連結会計年度) 2021年度
売上高 (百万円)	922,468	905,204	809,050	866,702
営業利益 (百万円)	21,758	17,079	16,172	23,819
経常利益 (百万円)	25,233	19,901	18,093	27,596
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	16,695	12,537	5,753	16,898
1株当たり 当期純利益 (円)	317.24	238.24	109.33	321.13
総資産 (百万円)	520,318	528,063	532,866	548,603
純資産 (百万円)	150,379	158,978	166,660	187,895
1株当たり 純資産 (円)	2,381.96	2,520.27	2,707.93	3,043.95

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度(第77期)の数値については、当該会計基準等を遡って適用した場合の金額となっております。

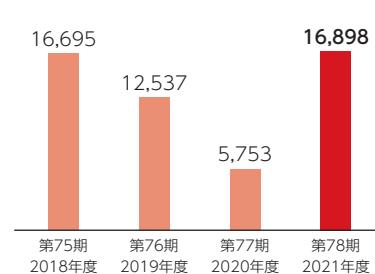
売上高 (単位:百万円)



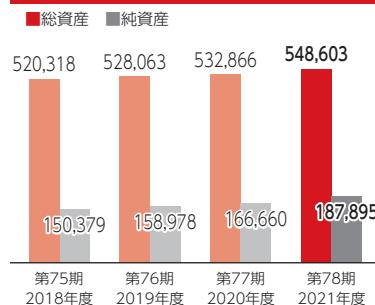
営業利益 (単位:百万円)



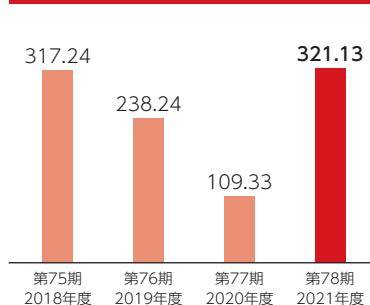
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)



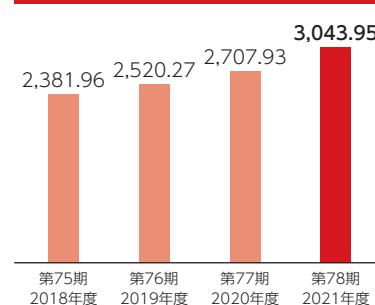
総資産 / 純資産 (単位:百万円)



1株当たり当期純利益 (単位:円)



1株当たり純資産 (単位:円)



(6) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
■ 大 洋 エ ー ア ン ド エ フ 株 式 会 社	709	100.0	水産資源事業
■ 大 都 魚 類 株 式 会 社	2,628	100.0	水産資源事業
■ 神 港 魚 類 株 式 会 社	100	100.0	水産資源事業
■ 大 東 魚 類 株 式 会 社	100	90.2	水産資源事業
■ 株式会社マルハ九州魚市ホールディングス	97	100.0	水産資源事業
■ 九 州 中 央 魚 市 株 式 会 社	90	※ 82.7	水産資源事業
■ Maruha Capital Investment, Inc.	千米ドル 66,943	100.0	水産資源事業
■ Westward Seafoods, Inc.	千米ドル 29,800	※ 100.0	水産資源事業
■ Alyeska Seafoods, Inc.	千米ドル 940	※ 100.0	水産資源事業
■ Austral Fisheries Pty Ltd.	千豪ドル 31,035	50.0	水産資源事業
■ Maruha Nichiro Europe Holding B.V.	千ユーロ 100	100.0	水産資源事業
■ Seafood Connection Holding B.V.	千ユーロ 18	※ 70.0	水産資源事業
■ K F F o o d s L i m i t e d	百万パーツ 300	※ 99.9	水産資源事業
■ Kingfisher Holdings Limited	百万パーツ 119	※ 50.6	水産資源事業
■ Southeast Asian Packaging and Canning Limited	百万パーツ 90	※ 99.9	水産資源事業
■ 株 式 会 社 ヤ ヨ イ サ ン フ ー ズ	727	100.0	加工事業
■ ニ チ ロ 畜 産 株 式 会 社	400	100.0	加工事業
■ 株 式 会 社 マ ル ハ ニ チ ロ 北 日 本	50	100.0	加工事業
■ 株 式 会 社 マ ル ハ ニ チ ロ 物 流	430	100.0	物流事業
■ ア イ シ ア 株 式 会 社	660	100.0	その他
■ 株 式 会 社 マ ル ハ ニ チ ロ ア セ ッ ト	100	100.0	その他

(注) 1. ※印は間接保有の株式が含まれております。

2. 会社名の左に記載している□マークは、事業別になっております。

(■水産資源事業、■加工事業、■物流事業、■その他)

3. ニチロ畜産株式会社は、2022年4月1日をもって、マルハニチロ畜産株式会社に商号変更しております。

②事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、当社及びその子会社97社、関連会社55社により構成されており、事業は水産資源事業、加工事業、物流事業、その他これらに附帯する事業を営んでおります。

(8) 主要な営業所及び工場

会社名	本社所在地	主な営業所及び工場
当社	東京都江東区	(営業所) 北海道支社、東北支社（宮城県）、関東支社（東京都）、中部支社（愛知県）、関西支社（大阪府）、中四国支社（広島県）、九州支社（福岡県） (工場) 新石巻工場、白鷹工場（山形県）、大江工場（山形県）、宇都宮工場、群馬工場、広島工場、下関工場 (研究所) 中央研究所（茨城県）
大都魚類株式会社	東京都江東区	(営業所) 千住支社、大田支社、成田支社
株式会社マルハニチロアセット	東京都江東区	
株式会社ヤヨイサンフーズ	東京都港区	(営業所) 北海道支店、東北支店（宮城県）、関信越支店（群馬県）、静岡支店、中部支店（愛知県）、近畿支店（大阪府）、中国支店（広島県）、九州支店（福岡県） (工場) 気仙沼工場（宮城県）、長岡工場（新潟県）、清水工場（静岡県）、九州工場（福岡県）
アイシア株式会社	東京都港区	(営業所) 北海道支店、東日本支店（東京都）、中部支店（愛知県）、西日本支店（大阪府）、九州支店（福岡県）
大洋エーアンドエフ株式会社	東京都中央区	
株式会社マルハニチロ物流	東京都中央区	(営業所) 関東支社（東京都）、中部支社（愛知県）、関西支社（大阪府）、九州支社（福岡県）
株式会社マルハニチロ北日本	北海道釧路市	(工場) 釧路工場、富良野工場、森工場（北海道）、青森工場
ニチロ畜産株式会社	北海道 札幌市西区	(工場) 札幌工場、名寄工場、十勝工場
大東魚類株式会社	愛知県 名古屋市中熱田区	
神港魚類株式会社	兵庫県 神戸市兵庫区	(営業所) 東部支社（兵庫県）、明石支社
株式会社マルハ九州魚市ホールディングス	福岡県 福岡市東区	
九州中央魚市株式会社	熊本県 熊本市西区	(営業所) 鹿児島市場
Maruha Capital Investment, Inc.	アメリカ ワシントン州	
Westward Seafoods, Inc.	アメリカ ワシントン州	(工場) ダッチハーバー工場（アメリカ アラスカ州）
Alyeska Seafoods, Inc.	アメリカ ワシントン州	(工場) ウナラスカ工場（アメリカ アラスカ州）

会社名	本社所在地	主な営業所及び工場
Austral Fisheries Pty Ltd.	オーストラリア 西オーストラリア州	
Maruha Nichiro Europe Holding B.V.	オランダ フレヴォラント州	
Seafood Connection Holding B.V.	オランダ フレヴォラント州	
KF Foods Limited	タイ サムットサコン県	(工場) ナディー工場 (タイ サムットサコン県)
Kingfisher Holdings Limited	タイ サムットサコン県	(工場) ソングラ工場 (タイ ソングラ県)
Southeast Asian Packaging and Canning Limited	タイ サムットサコン県	(工場) バンパー工場 (タイ サムットプラカーン県)、ナディー工場 (タイ サムットサコン県)

(注) ニチロ畜産株式会社は、2022年4月1日をもって、マルハニチロ畜産株式会社に商号変更しております。

(ご参考) マルハニチロのグループネットワーク

国内拠点

当社

- 本社 ☆
- 営業所 ●
- 工場 ●
- 研究所 ●

主要グループ企業 ●
(本社・営業所・工場)



マルハニチロ (株) 豊洲本社



(株) マルハニチロ北日本 釧路工場



マルハニチロ (株) 下関工場



海外拠点

主要グループ企業 ●
(本社・工場)



Seafood Connection Holding B.V. (オランダ)



KF Foods Limited (タイ)



Westward Seafoods, Inc.
ダッチハーバー工場 (米国)



(9) 従業員の状況

①連結会社の状況

事業	従業員数 / [臨時従業員数] (名)	前期末比増減 (名)
■ 水産資源事業	7,999 [8,293]	△812 [567]
■ 加工事業	3,044 [5,072]	42 [△7]
■ 物流事業	826 [90]	△3 [△11]
■ その他	120 [7]	10 [-]
■ 全社（共通）	363 [66]	△2 [3]
合計	12,352 [13,528]	△765 [552]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものであります。
 3. 当期より、一部の事業につき、報告セグメントの区分を変更しており、前期比較については前期の数値を変更後のセグメントに組み替えた数値で比較しております。

②当社の状況

従業員数 / [臨時従業員数] (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
1,647 [1,922]	△14 [△77]	41.8	15.7

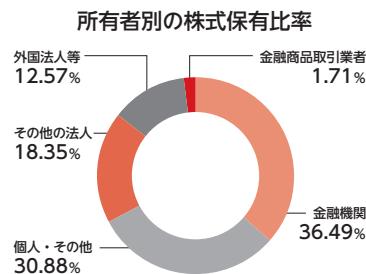
(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	44,097
農林中央金庫	40,241
株式会社三菱UFJ銀行	34,254
三井住友信託銀行株式会社	21,496
株式会社山口銀行	17,268

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 118,957,000株
- (2) 発行済株式の総数 52,621,901株
(自己株式35,009株を除く。)
- (3) 株主数 101,031名
(前期末比5,136名増)
- (4) 大株主



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,142	15.47
大東通商株式会社	5,181	9.85
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,274	4.32
農林中央金庫	1,864	3.54
株式会社みずほ銀行	1,598	3.04
東京海上日動火災保険株式会社	861	1.64
OUGホールディングス株式会社	846	1.61
日本生命保険相互会社	739	1.41
株式会社山口銀行	635	1.21
損害保険ジャパン株式会社	629	1.20

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式 (35,009株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	伊 藤 滋	
代表取締役社長	池 見 賢	
取締役専務執行役員	栗 山 治	水産資源セグメント統括、漁業ユニット長 大洋エーアンドエフ株式会社代表取締役社長
取締役専務執行役員	半 澤 貞 彦	加工セグメント、事業支援部門各統括、各工場（新石巻、 白鷹、大江、宇都宮、群馬、広島、下関）担当
取締役常務執行役員	武 田 信 一 郎	コーポレート部門統括、物流ユニット長
取 締 役	中 部 由 郎	大東通商株式会社代表取締役社長
取 締 役	飯 村 北	弁護士、古河電池株式会社社外取締役、株式会社ヤマダホ ールディングス社外監査役、株式会社三陽商会社外監査役
取 締 役	八 丁 地 園 子	日本航空株式会社社外取締役、株式会社ダイセル社外取締役
常 任 監 査 役	清 水 裕 之	
常 任 監 査 役	綾 隆 介	
監 査 役	田 部 浩 之	
監 査 役	兼 山 嘉 人	公認会計士
監 査 役	奥 田 かつ 枝	

(注) 1. 当事業年度中に辞任した者は以下のとおりであります。

辞任時の会社における地位	氏名	辞任時の重要な兼職の状況	辞任日
取締役常務執行役員	武田 信一郎	コーポレート部門統括、物流ユニット長	2022年 3月31日

2. 取締役中部由郎氏、飯村北氏及び八丁地園子氏は、社外取締役であります。
3. 常任監査役清水裕之氏及び綾隆介氏並びに監査役兼山嘉人氏及び奥田かつ枝氏は、社外監査役であります。
4. 監査役兼山嘉人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役中部由郎氏の重要な兼職先である大東通商株式会社は、当社の大株主であります。その他の社外役員の各兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
6. 当社は、取締役中部由郎氏、飯村北氏及び八丁地園子氏、常任監査役清水裕之氏及び綾隆介氏並びに監査役兼山嘉人氏及び奥田かつ枝氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 2022年4月1日をもって、会社における地位、担当及び重要な兼職の状況が次のとおり変更となりました。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役専務執行役員	栗山 治	水産資源、物流各セグメント統括 漁業、水産商事各ユニット長 大洋エーアンドエフ株式会社代表取締役社長
取締役専務執行役員	半澤 貞彦	加工食品、食材流通各セグメント統括 開発部担当、生産管理部担当、各支社（北海道、東北、関東、中部、関西、中四国、九州）担当、 広域営業部担当、各工場（新石巻、白鷹、大江、宇都宮、群馬、広島、下関）担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役中部由郎氏、飯村北氏及び八丁地園子氏並びに社外監査役兼山嘉人氏及び奥田かつ枝氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。

なお、当該保険契約では、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があり、また、填補する額について限度額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月22日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に関しては、あらかじめ決議する内容について、指名・報酬委員会へ諮問し、その答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、以下のとおりです。

1) 基本方針

当社は経営陣・取締役の報酬について、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブが機能する報酬制度を導入しております。具体的には、経営陣・取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬により構成しております。ただし監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととしております。

2) 固定報酬の個人別の報酬等の額及び支給時期等の決定方針

当社の取締役の固定報酬は月例での支給とし、各取締役の役位や役割・責務等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

3) 業績連動報酬に係る業績指標及び額の算定方法の決定方針

業績連動報酬は、財務活動も含めた総合的な収益力の向上が重要であるとの判断から、連結経常利益を指標としております。別途定める基準に従い、各事業年度の連結経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を取締役の個人別に算定し、翌年度にて月例での定額支給としております。

4) 固定報酬の額及び業績連動報酬の額を取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

社外取締役を除く各取締役の業績連動報酬の割合については、最大で35%程度となることを目安として役員報酬制度を設計しております。

5) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社の取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しております。指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として役員報酬制度及び水準並びに報酬額等につき審議を行い、取締役会に対して、その意見を答申することにより取締役会の意思決定を補佐しております。個人別の報酬額については、取締役会において指名・報酬委員会からの答申を尊重し、決定しております。

②監査役の報酬等の内容に係る決定方針

監査役の報酬等は、監査役の協議により決定しております。

③取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員の 員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役	261	223	37	8
（うち社外取締役）	(27)	(27)	(-)	(3)
監査役	86	86	-	6
（うち社外監査役）	(65)	(65)	(-)	(5)
合計	348	310	37	14
（うち社外役員）	(93)	(93)	(-)	(8)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当事業年度における業績連動報酬について、前事業年度の連結経常利益予算に対する達成度により決定しておりますが、2020年度における達成率は78%でした。なお、連結経常利益の推移は38ページ「1 企業集団の現況に関する事項 (5) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。

3. 2014年1月30日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額は月額60百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）、監査役の報酬額は月額10百万円以内と決議されております。当該株主総会決議に係る対象取締役の員数は13名（うち社外取締役は2名）、対象監査役の員数は5名（うち社外監査役は4名）です。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動内容

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 中部 由郎	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席しております。会社経営の知見、豊富な経験と優れた見識に基づき、議案・審議等に必要な発言を行うことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及びグループ経営に貢献しております。 また、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された指名・報酬委員会4回全てに出席し、客観的・中立的な立場から、当社の役員候補者、役員報酬制度・水準及び報酬額等の審議に必要な発言を行うことにより、取締役会の監督機能の向上及びコーポレート・ガバナンス体制の強化に貢献しております。
取締役 飯村 北	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席しております。弁護士としての法令遵守の知見、豊富な経験と優れた見識に基づき、議案・審議等に必要な発言を行うことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及びグループ経営に貢献しております。 また、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された指名・報酬委員会4回全てに出席し、客観的・中立的な立場から、当社の役員候補者、役員報酬制度・水準及び報酬額等の審議に必要な発言を行うことにより、取締役会の監督機能の向上及びコーポレート・ガバナンス体制の強化に貢献しております。
取締役 八丁地 園子	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席しております。金融機関及び複数の企業で培われた会社経営の知見、豊富な経験と優れた見識に基づき、議案・審議等に必要な発言を行うことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及びグループ経営に貢献しております。 また、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された指名・報酬委員会4回全てに出席し、客観的・中立的な立場から、当社の役員候補者、役員報酬制度・水準及び報酬額等の審議に必要な発言を行うことにより、取締役会の監督機能の向上及びコーポレート・ガバナンス体制の強化に貢献しております。
常任監査役 清水 裕之	当事業年度に開催された取締役会18回全てに、また監査役会6回全てに出席しております。金融機関における長年の経験と豊かな見識等、財務会計の知見を有し、議案・審議等に必要な発言を行うことにより、社外監査役としての職務を適切に遂行しております。
常任監査役 綾 隆介	当事業年度に開催された取締役会18回全てに、また監査役会6回全てに出席しております。金融機関における長年の経験と豊かな見識等、財務会計の知見を有し、議案・審議等に必要な発言を行うことにより、社外監査役としての職務を適切に遂行しております。
監査役 兼山 嘉人	当事業年度に開催された取締役会18回全てに、また監査役会6回全てに出席しております。公認会計士として財務会計の知見を有し専門的な見地から、議案・審議等に必要な発言を行うことにより、社外監査役としての職務を適切に遂行しております。
監査役 奥田 かつ枝	2021年6月24日の就任後に開催された取締役会15回全てに、また監査役会4回全てに出席しております。主に不動産鑑定業務を通じた豊富な経験と優れた見識、複数の企業で培われた会社経営の知見に基づき、議案・審議等に必要な発言を行うことにより、社外監査役としての職務を適切に遂行しております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	157
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	251

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、Maruha Capital Investment, Inc.、Westward Seafoods, Inc.、Alyeska Seafoods, Inc.、Austral Fisheries Pty Ltd.、Maruha Nichiro Europe Holding B.V.、Seafood Connection Holding B.V.、KF Foods Limited、Kingfisher Holdings Limited及び Southeast Asian Packaging and Canning Limitedは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の計算関係書類の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員状況、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合等には、監査役の全員の同意により、会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、会計監査人が監査を十全に遂行することが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、同議案を株主総会に提案いたします。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様への適切な利益還元を経営の重要施策と位置付けております。経営体質の一層の強化を徹底して、財務面での充実を図りつつ、経営環境を見極めながら安定配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。自己株式の取得については、業績動向を踏まえて剰余金の配当等の決定に関する方針と整合的な範囲において機動的に実施することとしております。

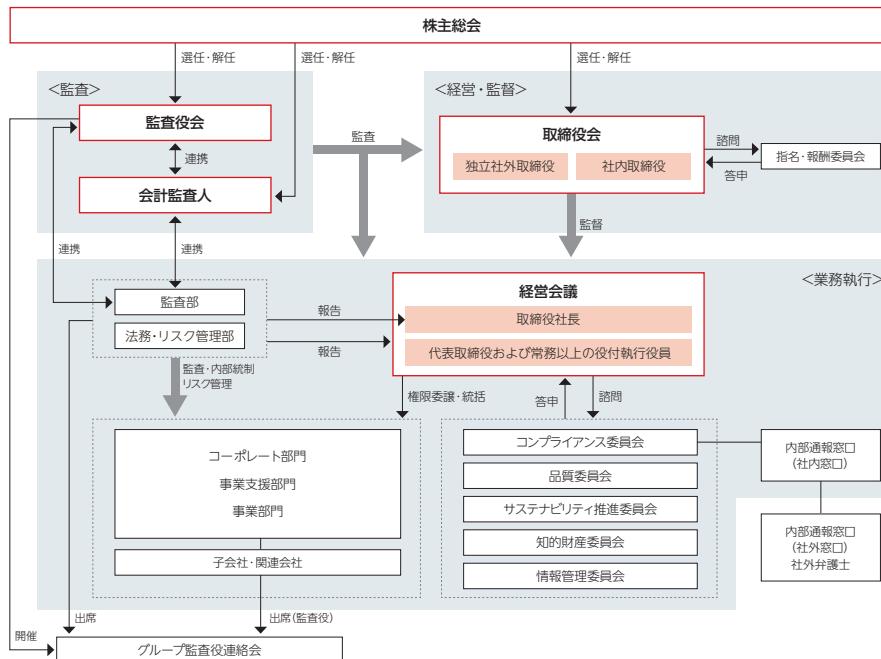
(ご参考) コーポレート・ガバナンス体制について

当社グループは、さまざまなステークホルダーと公正で良好な関係を構築し、当社グループの持続的な成長と長期的な視野に立った企業価値の向上をめざします。そのため、意思決定の迅速化を図るとともに、チェック機能の強化を図ることで、経営の健全性、透明性、効率性を確保することを重要な課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組みます。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方と方針については、「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」としてまとめ、当社ホームページに公表しています。

(<https://www.maruha-nichiro.co.jp>)

コーポレート・ガバナンス体制図



連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	324,304	流動負債	221,544
現金及び預金	24,952	支払手形及び買掛金	36,226
受取手形、売掛金及び 契約資産	115,391	短期借入金	138,467
棚卸資産	172,691	未払金	30,926
その他	11,675	未払法人税等	2,595
貸倒引当金	△405	賞与引当金	1,508
		災害損失引当金	91
		その他	11,729
固定資産	224,298	固定負債	139,162
有形固定資産	140,249	長期借入金	112,136
建物及び構築物	50,730	特別修繕引当金	85
機械装置及び運搬具	38,930	環境対策引当金	1
土地	42,982	退職給付に係る負債	18,515
建設仮勘定	3,896	その他	8,424
その他	3,710	負債合計	360,707
無形固定資産	22,032	(純資産の部)	
のれん	7,965	株主資本	153,291
その他	14,067	資本金	20,000
		資本剰余金	41,766
投資その他の資産	62,016	利益剰余金	91,611
投資有価証券	39,735	自己株式	△87
退職給付に係る資産	531	その他の包括利益累計額	6,883
繰延税金資産	5,453	その他有価証券評価差額金	6,066
その他	19,688	為替換算調整勘定	865
貸倒引当金	△3,392	退職給付に係る調整累計額	△49
		非支配株主持分	27,721
資産合計	548,603	純資産合計	187,895
		負債・純資産合計	548,603

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	866,702
売上原価	746,205
売上総利益	120,496
販売費及び一般管理費	96,677
営業利益	23,819
営業外収益	
受取配当金	890
持分法による投資利益	808
為替差益	759
補助金収入	1,570
雑収入	2,012
	6,040
営業外費用	
支払利息	1,402
雑支出	860
	2,263
経常利益	27,596
特別利益	
固定資産売却益	1,738
投資有価証券売却益	220
その他	205
	2,164
特別損失	
固定資産処分損	589
減損	1,100
その他	553
	2,243
税金等調整前当期純利益	27,518
法人税、住民税及び事業税	4,519
法人税等調整額	2,677
当期純利益	20,321
非支配株主に帰属する当期純利益	3,422
親会社株主に帰属する当期純利益	16,898

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	193,670	流動負債	154,746
現金及び預金	600	買掛金	17,995
受取手形及び売掛金	64,908	短期借入金	105,369
商品及び製品	80,028	未払金	22,187
仕掛品	13,072	未払法人税等	1,627
原材料及び貯蔵品	4,249	その他	7,567
短期貸付金	21,710	固定負債	112,898
その他	9,099	長期借入金	101,883
固定資産	170,086	退職給付引当金	8,234
有形固定資産	27,282	環境対策引当金	1
建物	11,767	その他	2,779
機械及び装置	5,748	負債合計	267,644
土地	7,907	(純資産の部)	
その他	1,859	株主資本	90,006
無形固定資産	1,721	資本金	20,000
投資その他の資産	141,082	資本剰余金	15,949
投資有価証券	27,237	資本準備金	5,000
関係会社株式	72,282	その他資本剰余金	10,949
関係会社出資金	1,206	利益剰余金	54,143
長期貸付金	35,665	その他利益剰余金	54,143
繰延税金資産	2,402	別途積立金	1,692
その他	2,330	繰越利益剰余金	52,451
貸倒引当金	△42	自己株式	△86
資産合計	363,756	評価・換算差額等	6,105
		その他有価証券評価差額金	6,105
		純資産合計	96,112
		負債・純資産合計	363,756

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	450,151
売上原価	391,383
売上総利益	58,768
販売費及び一般管理費	49,407
営業利益	9,360
営業外収益	
受取利息	350
受取配当金	3,951
為替差益	1,168
補助金収入	1,121
雑収入	514
合計	7,107
営業外費用	
支払利息	927
雑支出	263
合計	1,191
経常利益	15,276
特別利益	
固定資産売却益	54
投資有価証券売却益	210
その他	1
合計	266
特別損失	
固定資産処分損失	240
減損損失	655
投資有価証券売却損	203
その他	208
合計	1,307
税引前当期純利益	14,235
法人税、住民税及び事業税	2,784
法人税等調整額	501
当期純利益	10,949

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

マルハニチロ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 田 俊 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	御 厨 健太郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤 太 基

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マルハニチロ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルハニチロ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

マルハニチロ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西	田	俊	之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	御	厨	健	太郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐	藤	太	基

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マルハニチロ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までのマルハニチロ株式会社第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線やインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制体制）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制体制に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

マルハニチロ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	清水	裕之	㊟
常勤監査役（社外監査役）	綾	隆介	㊟
常勤監査役	田部	浩之	㊟
監査役（社外監査役）	兼山	嘉人	㊟
監査役（社外監査役）	奥田	かつ枝	㊟

以上

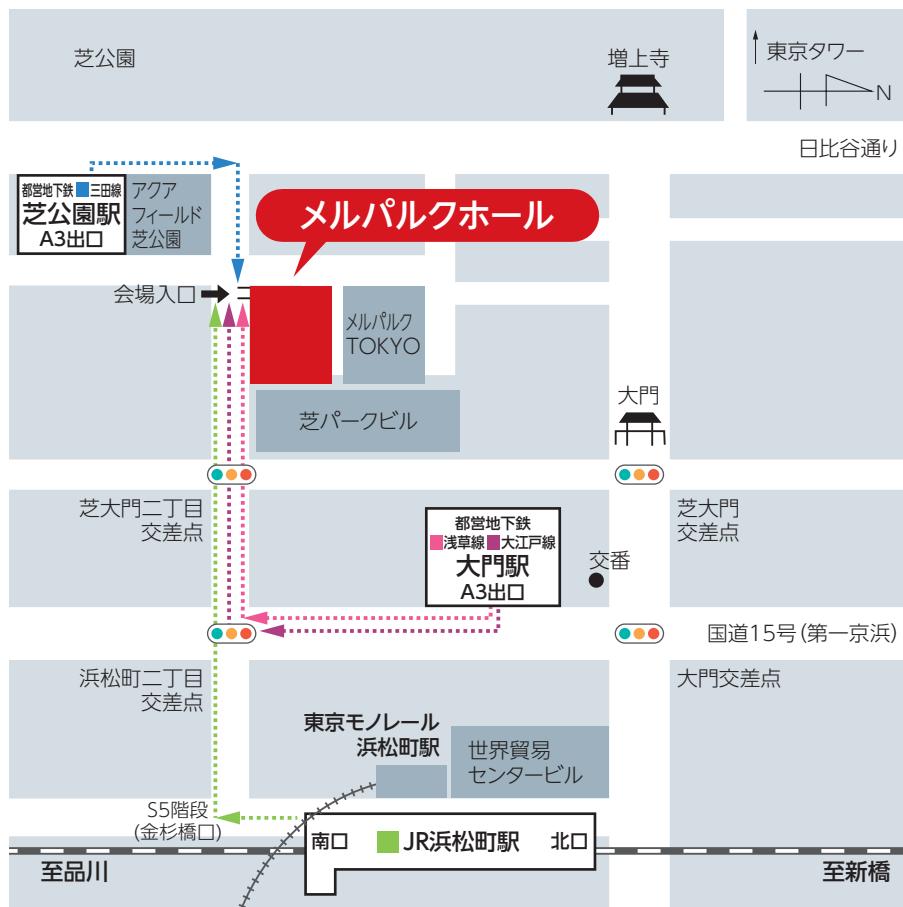
会場ご案内略図

会場

東京都港区芝公園
二丁目5番20号
メルパルクホール

交通

- ① ■ 都営地下鉄三田線
芝公園駅 A3出口
徒歩3分
- ② ■ 都営地下鉄浅草線
大門駅 A3出口
徒歩7分
- ③ ■ 都営地下鉄大江戸線
大門駅 A3出口
徒歩7分
- ④ ■ JR山手・京浜東北線
浜松町駅 南口
徒歩10分



※株主総会当日におきましては、登壇者及び運営スタッフはマスク着用で対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。